

任意継続組合員資格取得申出書

No.

退職時の組合員証 記号番号	999 — 99999	退職時の 所属所名	〇〇市
フリガナ	キョウサイ タロウ	生年月日、性 別及び年齢	昭和 41 年 12 月 1 日 男 平成 (50 才) 女
氏名	共済 太郎		
組合員資格 取得年月日	昭和 1 年 4 月 1 日 平成	退職 年月日	令和 元 年 5 月 31 日
住所	〒 408 — 8587 山梨県 甲府市 蓬沢 1-15-35		
電話番号	055 (232) 7311		
退職時の短期給付に 係る標準報酬月額	〇〇〇	備考	
掛金払込方法	1. 毎月納付する。 2. 6ヶ月ごと前納する。(4月～9月、10月～翌年3月まで) 3. 12ヶ月ごと前納する。(4月～翌年3月まで) (注) 年度中途の加入の場合は、上記2又は3の残存月数が前納 の月数になります。		
上記のとおり、地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の適用を受けたい ので申し出ます。 山梨県市町村職員共済組合理事長 殿 令和 元 年 5 月 〇 日 申出者氏名 共済 太郎			

- ① 組合員証の記号番号・所属機関名(市町村・一部事務組合)・氏名・生年月日・性別・年齢をそれぞれ記入してください。
- ② 組合員の資格取得年月日と退職年月日をそれぞれ記入してください。
- ③ 住所を記入してください。
- ④ 電話番号を記入してください。
- ⑤ 退職時の短期給付に係る標準報酬月額を記入してください。
- ⑥ 掛金の払込方法を、毎月ごと・6ヶ月ごと・12ヶ月ごとの3つからひとつ選んで○をつけてください。
- ⑦ 申出年月日(退職の日を基準として20日以内の日を記入してください。)と組合員の氏名を記入し押印してください。

- (注) 1. 当該申出は、退職の日を基準として20日以内に行ってください。
 2. 退職時に認定されていた被扶養者に異動(認定・取消等)がある場合のみ「被扶養者申告書」を提出してください。
 3. 初めて払い込むべき任意継続掛金は、退職の日から起算して20日までに共済組合に払い込んでください。また、それ以降の任意継続掛金については、任意継続組合員の資格を継続しようとする月の前月の末日までに共済組合に払い込んでください。
 4. 電話番号は必ず連絡がとれる番号を記入してください。
 5. 任意継続掛金の払込方法において、2または3の前納による払込を選択した場合には、割引が適用された掛金となります。

【共済組合使用欄】

組合員証	整理簿	調定	電算機
/			/

(H29.3)